

る、圓融天皇天祿年中源滿仲の再興あり、又源頼政も社殿を修營せり(祀)、後陽成天皇慶長九年甲辰豊臣秀頼公片桐且元に命じて修造せしむ(攝津叢書所載の、櫻町天皇元文五年庚申六月洪水に逢ひ社傾く、祠官河北房品二三の父老とはかりて造營の功を遂ぐ、後櫻町天皇明和二年火災に逢ひ、祠官河北重房經營修營漸くにして成る(攝津叢書)、仁孝天皇文政二年二月有栖川宮の御祈願あり、又舊領主九條家の崇敬深く御供米として毎年現米一石の寄進あり、明治五年村社に列し九年四月郷社に列す、御神體は木座像なり、境内九百八十七坪(官有地第一種)、社殿は本殿、拜殿其他廊下、神輿庫、神庫等の建物を備へ、四周平坦の田圃の中に社地はや、高く風致清爽眺望絶佳なり、寶物には劍一口(銘深草天皇御製)、寛弘五年三月源滿仲公寄進、九頭龍角一本同滿仲公寄進、御宸翰一幅正申二年十一月十三日後醍醐天皇御下賜、大笹鎗一筋同添書一幅慶長九年片桐且元寄進、錄一本同附屬品、御紋付緋緞子吹散一旋、御紋付縮緬幕一帳、御紋付高張提灯、竝に御令旨書一通、伊居太神社と共有として有栖川宮家より御寄進、神鏡三面、御即位草履一足(安永九年帝御諱兼仁とあり)、同上片足(寶曆十三年十一月仙洞御所諱智子とあり)等を有す。

境内神社

- 兩皇大神社 松尾神社 九頭神社 事代主神社
- 稻荷神社 石門別神社 大國主神社 伊奈津彦神社
- 倉稻魂神社

例祭日 七月十八日

會計法適用 明治四十一年十月十六日  
 指定年月日 告示第四百九十三號

神饌幣帛料供進 明治四十年二月十一日  
 指定年月日 告示第二十五號  
 崇敬者員數 七百戸

○大阪府攝津國豊能郡豊津村大字垂水

郷社

垂水神社

祭神 豊城入彦命 大己貴命 少彦名命

神社の創立は、新撰姓氏錄に、孝德天皇御世天下早魃して水絶えし時、阿利真公高樋を作りて垂水の岡基の水を宮内に通じたる功を嘉し、垂水公の姓を賜ひて垂水神社を掌らしむとあるに依るときは、少くとも其以前の事なるべく、かくて其祖神を祭りて同族の氏神とせしに起れるなるべし、降つて仁明天皇承和八年九月勅八等垂水神に従五位上を授け(續日本後紀)、清和天皇貞觀元年正月從四位下に敍され、同年九月雨風の御祈に依て幣を奉り、陽成天皇元慶元年六月幣を奉りて雨を祈り給ひ(三代實錄)、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上及祈雨の幣帛に預り(延喜)、一條天皇正曆五年四月中臣氏人を宣命使として疫疾災火の變を祈らしめ給ひたること史上に明かにして、神威赫々たる名社たりしが、中古兵火にかゝりて規模前日の如くならずと雖も、今猶ほ祈雨疫疾守護の神として地方の崇敬頗る厚し、明治六年郷社に定めらる、境内千七百五十九坪(官有地第一種)、本殿幣殿拜殿、神饌所、社務所等の建物を備ふ、社頭の神泉水滾々として恒に清し、因に記す地名辭書に、姓氏錄云右京皇別垂水公云々六世孫阿利真公云々天皇賞其功便賜垂水公姓掌垂水神社也、案するに是は孝德天皇長柄豊碕宮の事ならん云々、但し延喜式は八十島祭の條に垂水神二座とあるによれば、此神は住吉の別宮なる事想ふべし云々、此垂水は依綱垂見が特命を承りて祭りたるに因り、垂水祠